



パート ③④

## 子どもの健やかな成長を

### 児童手当

#### 目的は

児童手当とは、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。



#### しくみは

##### ※対象

児童手当は、3歳未満児を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月～5月までの月分については前々年）の所得が一定以上の場合には支給されません。

##### ※額（月額）

|       |         |
|-------|---------|
| 第1子   | 5,000円  |
| 第2子   | 5,000円  |
| 第3子以降 | 10,000円 |

##### ※支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月に支払われる月の前月分までを支給します。

##### ※種類

###### ●児童手当

被用者児童手当 サラリーマン（厚生年金に加入）  
非被用者児童手当 農業や自営業  
（国民年金に加入）

###### ●特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その方の前年の所得が一定未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

#### 申請は

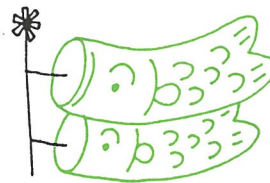
##### ※必要な書類

申請書：窓口に用意してあります。

年金加入証明書：申請者がサラリーマンの場合

児童手当用所得証明書：1月1日に光町に住所がなかった方

その他：印鑑と金融機関の口座番号など



#### 届出は

##### ※新規申請

申請のあった翌月から支給対象となりますので、速やかに行ってください。

##### ※現況報告

児童手当現況届を毎年6月に提出していただきます。

##### ※消滅届

他の市町村へ転居したとき

全ての受給対象児童が、3歳を超えたとき  
特例給付の受給の方が退職したとき

##### ※額の改定届

年齢要件により、受給対象児童の数が変わったとき

##### ※額の改定請求

出生等により支給対象児童が増えたとき



「かむ子、のびる子、元気な子」の料理コンクール

内容 子供向けの献立で、4人分材料費1000円以内、丈夫な歯でかむ力を養うための配慮があること  
応募方法・応募先 保健センターにある応募票に1人1食分の献立を記入し、写真またはイラストを添えて6月15日までに ☎263 千葉市稲毛区稲毛5-616-1 フセハイツ1-101 千葉県歯科衛生士会 ☎043-241-9903